

Kenpo Spring 2015

けんぽめ～る

No.
67

健康保険組合設立40周年を迎えて……………	P2
保険料率が改定! / 公告……………	P3
予算のお知らせ……………	P4~5
保健事業概要……………	P6
健康保険制度のメリット……………	P7
ジェネリック医薬品の使用効果について / 健康クロスワードパズル…	P8



三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合

ご家族のためにご家庭にお持ち帰りください

健康保険組合設立40周年を迎えて

この度、平成27年4月1日付けで 前河村理事長の後を継ぎ理事長に就任致しました 佐々木雅隆と申します。健康保健組合を取り巻く状況は、非常に厳しい状況にありますが、事業主及び被保険者の協調と理解を得つつ適切な事業運営を目指していきたいと考えておりますので、前任者同様何卒よろしくお願ひ申し上げます。

さて、4月1日 三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合は設立40周年を迎えました。これも偏に諸先輩方のご尽力、そして事業主並びに加入者の皆さま方のご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

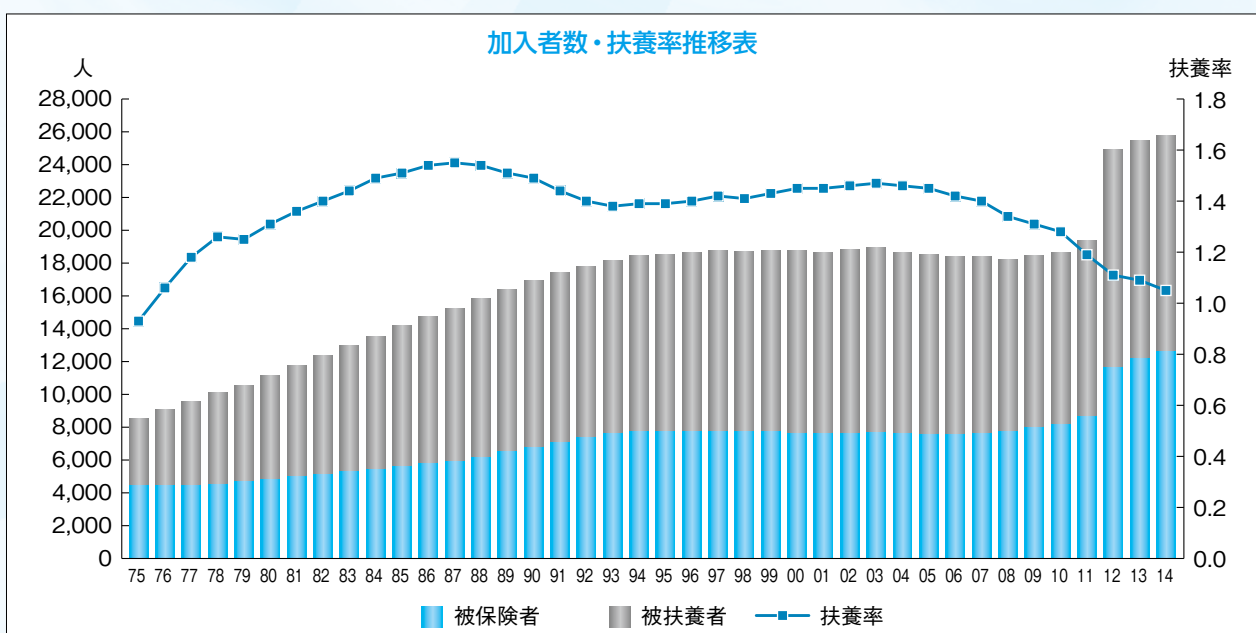
当組合は昭和50(1975)年に菱電サービス株式会社殿が事業主となり、加入者約8,500人の単一型健康保険組合として発足いたしました。その後は会社の発展と共に成長し、平成2(1990)年には現名称に変更、また、平成23(2011)年以降はMELTECグループ関係会社の皆さまを迎え、現在では23事業所・加入者数25,000人を超える規模となりました。規模が大きくなると共にその役割・責任も大きくなり、将来に亘って保険者機能を発揮していくために、より健全な運営に当たらなければならないことを再認識する次第であります。

健康保険組合を取り巻く運営面や財政面の環境は、社会・経済状況やそれに伴う社会保障政策に大きく影響されます。この40年間のあゆみの中でも事業環境のやさしい時・厳しい時があり、その時々に応じて諸施策を講じてまいりました。

現在、高齢化が加速する中で、医療保険制度改革とそれに伴う費用負担の有り様に大きな変化が起きておりますが、健康保険組合の目的が加入者の疾病予防・健康増進、そして健全な財政運営に資することに変わるものではありません。これからも、三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合がその使命を果たし発展していくために、皆さまと共に力を尽くしていく所存ですので、これまで同様にご支援・ご協力をお願い申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。

平成27年4月1日

理事長 佐々木 雅隆



保険料率が改定!

平成27年度の健康保険料率が改定となります

平成27年2月17日に開催の第87回組合会で、平成27年度一般保険料率が改定となりました。

●改定理由 (％＝1/1000)

平成26年度収支見込状況から

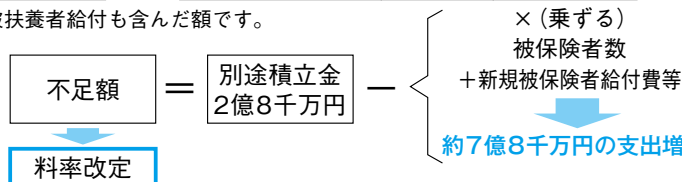
平成26年度は料率を80%↓85%に変更させて頂きました。このため平成26年度の収入は、対前年度約5億8千万円の収入増となり、保険給付費、納付金並びに準備金3億

一般保険料率	平成26年度	⇒	平成27年度
内訳	85/1000		91/1000
事業主	51/1000	⇒	54.6/1000
被保険者	34/1000	⇒	36.4/1000

一人当たり主な年間支出額(円)の比較(平成26年度及び平成27年度比較)

	平成26年度 見込額(円)	平成27年度予算 年間支出額(円)	対前年度 比率	推定年間 不足額(円)
保険給付費	267,301	276,252	103.3	▲8,951
納付金	234,050	270,001	115.4	▲35,951
保健事業費	15,954	15,758	98.8	196
計	517,305	562,011	108.6	▲44,706

(注) 保険給付費は被扶養者給付も含んだ額です。



〈協会けんぽとの比較〉

(単位:%)

	平成26年度		平成27年度	
	一般保険料率	介護保険料率	一般保険料率	介護保険料率
当健保組合	85.0	13.0	91.0	15.8
協会けんぽ	100.0	100.0	100.0	15.8

(注) 上記 協会けんぽの料率(含介護保険)は、全国平均です。実際は都道府県ごとに保険給付費の増減により異なります。(99.1%~101.4%)

※40歳以上(介護)標準報酬

380千円の場合の月額保険料

(単位:円)

	保険料月額	内被保険者
当健保組合	39,520	16,302
協会けんぽ	44,004	22,002

※上記の他に保険給付費では、当組合では法定給付費に加え付加給付があり、また高額療養費の自動払制度(申請が不要)など手続き面でも優位です。

2千万円増を吸収し収支差額3億3千万円となりました。単年度も3年ぶりに3千万円の黒字化が見込まれます。

◆平成27年度予算策定と料率改定

平成26年度収支見込を踏まえて平成27年度予算を策定致しましたが、平成27年度は納付金が対前年度比5億6千万増(19%)と大幅に増加が見込まれており、保険給付費約2億2千万増とあわせ7億8千万円増の見込みです。平成26年度剰余の別途積立金約2億8千万円全額を充当してもなお5億円が不足し、平成26年度料率では予算策定が不可能の状況です。

このため現水準の事業を維持する為には保険料率の改定は避けられない状況で、一般保険料を85%↓91%へ変更することになりました。ご理解の程お願い申し上げます。

◆他健康保険組合の状況(1410組合)

〔平成26年度予算より〕

〔全国健康保険組合情勢〕

○経常収支赤字組合: 1107組合(78.5%)

○保険料改定組合数: 410組合(29%)

○平均保険料率: 88.6%(当組合: 85.0%)

○実質保険料率: 96.3%

※保険料率と実質保険料率との差を積立金・準備金の取り崩しで凌いでいる実態が浮かんできます。

公告

〈公告377号〉

1. 任意継続者の標準報酬月額の上限值について以下決定する。

(1) 等級: 第26等級

(2) 標準報酬月額: 380,000円

〈公告378号、379号〉

2. 規約の変更

規約の一部を変更する。

(1) 議員の任期の変更(第7条第1項)

① 議員の任期について、2年1ヶ月のところを2年とする。

② 施行期日: 次期総選挙から施行する。

(2) 予備費の用途について(第46条)

① 一般勘定に加え介護勘定をあらたに新設し、以下それぞれ費途の項目を追加する。

・一般勘定

「雑支出」を新たに追加する。

・介護勘定

「介護納付金」「介護保険料還付金」「雑支出」を追加する。

② 施行期日: 平成27年4月1日

〈公告380号〉

3. 一般保険料率を以下変更する。

① 料率

(平成26年度) (平成27年度)

85/1000 ↓ 91/1000

詳細料率は予算欄に表示。

② 施行期日: 平成27年4月1日

〈公告381号、382号、383号〉

4. 役員・議員の就・退任

平成27年3月31日付理事長理事、選定議員辞任に伴い、理事長選、理事選等所定の手続きにより以下就退任した。

(1) 理事長及び選定 理事の就・退任

	就・退任者氏名	就任又は退任年月日	任期
退任	河村 賢造	平成27年3月31日	平成25年7月1日~平成27年3月31日
就任	佐々木 雅隆	平成27年4月1日	平成27年4月1日~平成27年7月31日

(注) 選定理事及び理事長はそれぞれ規程に基づき就任。

(2) 議員の就・退任

	退任者氏名	退任年月日	就任者氏名	就任年月日及び任期
	河村 賢造	平成27年3月31日	佐々木 雅隆	平成27年4月1日~平成27年7月31日
	吉木 敬典		西谷 正広	

平成
27年度

予算のお知らせ

※百万円単位の表示と
させていただきます。

一般保険料

主な収入

健康保険収入(含調整保険料)

事業主及び被保険者からの保険料です。算式は次のとおりです。

保険料Ⅱ標準報酬月額及び標準賞与額×保険料率

(事業主60%・個人40%)

対前年度比6億8千5百万円増の約72億9千8百万円となります。(含被保険者平均増員・約400名)

主な支出

支出は、保険料給付費、納付金、保健事業費が大半を占めます。

保険給付費

平成26年度の消費税アップ・診療報酬改定後の実績を基に一人当たり平均を基礎数値として算出した結果、35億8,000万円となりました。(対前年度比106.4%)

納付金

納付金は前期高齢者納付金、後期高齢者支援金並びに退職者給付拠出金があります。

この算出は、厚生労働省から示された算式により算出し、前述のとおり大幅増の34億9千9百万円となりました。

※前期高齢者納付金：65歳～74歳までの医療費に対しての健保・国保・協会けんぽ等の負担調整を図るもので、主に当組合で負担する前期高齢者の医療費と加入者数により算定されます。

※後期高齢者納付金：75歳以上が加入する高齢者医療保険への支援金です。平成27年度から平成29年度まで算定基準が総報

保健事業費

酬制に段階的に移行します。

生活習慣病の抑止に向けた特定健康診査・特定保健指導、人間(脳)ドック、家族健診、歯科検診などの疾病予防並びに体育奨励事業が主な事業です。

また平成27年度より、「データヘルス計画」がスタートしますが本格的な施策の実施に伴う予算化は平成28年度の見込みです。

保健事業費は総額で2億4百万円と致しました。

介護保険料

料率については、変更はありません。

平成26年度収支見通しでは、収入増により対予算で約8百万円の増となり、また平成27年度予算では、納付金算出の基礎となる年一人当たり平成27年度概算納付額が、@62,120円と平成26年度概算額(@63,300円)を下回ったことにより収支改善が見込まれることから料率改定は見送られました。

主な収入

主な収入は保険料収入です。40歳～64歳の被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に料率を乗じて算出致します。平成27年度は、該当の被保険者数及び標準報酬月額の増を見込み、対前年度約1千3百万円増の6億2千9百万円といたしました。

主な支出

主な支出は、納付金です。これは一人当たり納付金に第2被保険者(40歳～64歳の加入者)数を乗じて算出致します。平成27年度は、納付金単価が減額されたことから、6億1千5百万円と対前年度約1千万円の増に止まりました。

重点実施事項

平成27年度健康保険組合の重点実施事項をお知らせ致します。ご協力をお願い致します。

1 適正適用の推進

(1) 社会保障と税の共通番号制(以下マイナンバー)の円滑導入

国策により平成28年1月よりマイナンバー制の導入が決定しています。これは国や地方自治体が社会保障と税の情報を効率よく管理するために、日本に住む全ての人に割り当てられる12桁の番号で、本年10月より皆様のもとに通知されます。現システムの調整、皆様と被扶養者の方々の番号の登録及び管理に細心の注意を払う必要があります。ご協力をお願い致します。

2 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進

昨年度に続き、以下促進を図ります。

(1) 個人宛「後発医薬品使用促進通知」の定期発行(2回/年)

(2) 機関誌等を活用したジェネリック医薬品の使用促進

3 保健事業の推進

(1) 特定健康診査および特定保健指導の効率的・効果的推進

① 特定健康診査：被扶養者の実施率向上

② 特定保健指導：実施対象者選定方法の見直し(事業主との連携)及び結果を重視したスタッフの充実

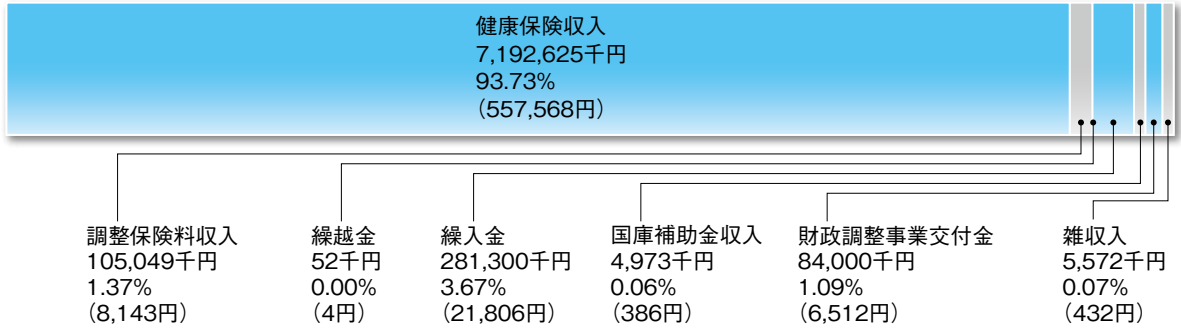
③ 評価基準の明確化と目標の設定

↓特定保健指導も実施してから約3年が経過しましたが、生活習慣病発症リスクの高いグループに属する方々で特定保健指導を受けず、また医療保険機関の指導・治療を受けていない方が多数いることがデータの分析で判明致しました。平成27年度運用においては、これまでの希望制に加えて、一部の方には、特定保健指導の受講勧奨を積極的に行います。

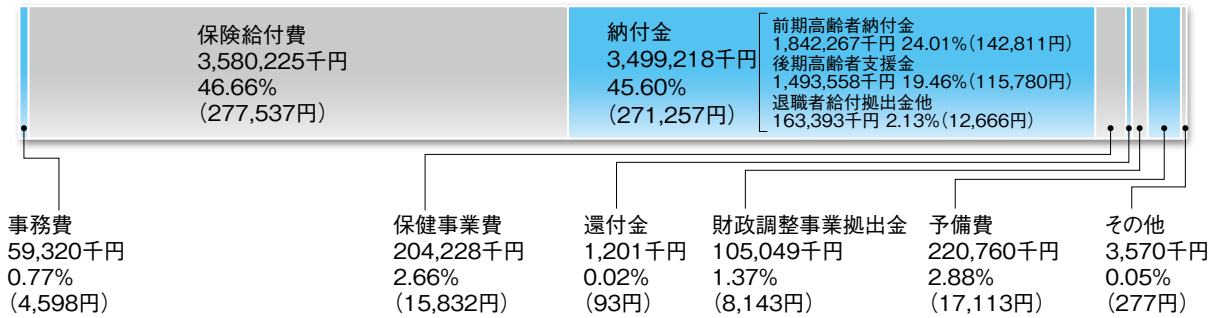
(2) データヘルス計画の推進

レセプト・特定健康診査等電子データを分析活用し、加入者の健康維持、疾病予防、あるいは重症化防止目

収入



支出

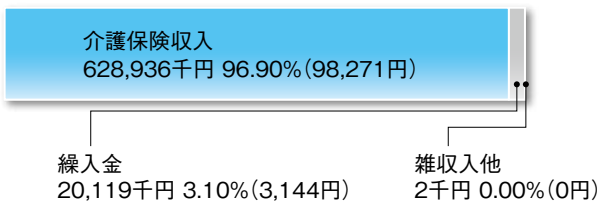


介護勘定

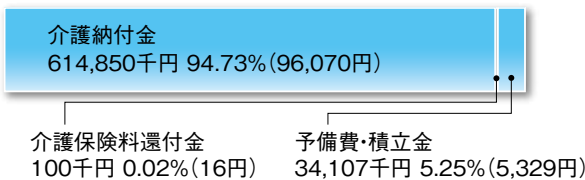
平成27年度収入支出予算

※()内は被保険者1人あたり

収入



支出



予算の基礎数値(一般勘定)

■被保険者	12,900人
■平均標準報酬月額	387,500円
■総標準賞与額(年間)	20,581,000千円
■被保険者の平均年齢	41.08歳
■扶養率	1.02人
■前期高齢者加入率	2.50%

予算の基礎数値(介護勘定)

■被保険者	6,400人
■平均標準報酬月額	460,300円
■総標準賞与額(年間)	13,027,178千円

平成27年度保険料率(改定)

1. 一般保険料率 91.00/1,000(85.00/1,000)

[内訳]

一般保険料率	89.70/1,000(83.70/1,000)
事業主	53.82/1,000(50.22/1,000)
被保険者	35.88/1,000(33.48/1,000)
調整保険料率	1.30/1,000(1.30/1,000)
事業主	0.78/1,000
被保険者	0.52/1,000
合計	
事業主	54.60/1,000(51.00/1,000)
被保険者	36.40/1,000(34.00/1,000)

基本保険料率	46.30/1,000
(保険給付や保健事業等の健保事業)	
運営にかかる費用です。	
事業主	27.78/1,000
被保険者	18.52/1,000
特定保険料率	43.40/1,000
(高齢者等の医療を支える納付金)	
拠出金です。	
事業主	26.04/1,000
被保険者	17.36/1,000

2. 介護保険料率 13.0/1,000(介護保険料率は変更なし)

[内訳]

事業主	6.5/1,000
被保険者	6.5/1,000

※()内は改定前保険料率を示す。

標に向けて科学的的手法により課題を抽出、より効果的な施策を展開しようとするものです。平成27年度は計画の実施初年度となりますが、主に既存施策の見直しを実施し、具体的な施策は平成28年度以降となる見込みです。この事業の推進には事業主及び被保険者のご理解が不可欠です。ご協力の程お願い致します。

平成
27年度

保健事業概要

事業	種目	時期	実施内容	備考
特定健康診査	特定健康診査	随時	40歳以上の特定健診対象者について実施する。 【任意継続被保険者を含む。】 被保険者は事業主が行う定期健康診断において実施する。	対象者には5月に健診案内書等を自宅に送付する。
特定保健指導	特定保健指導	随時	40歳から74歳の保険加入者のうち、特定健康診査によって複数の生活習慣病発症のリスクが発見された者について実施する。(積極的支援・動機付け支援) 特定保健指導に要する費用は、健保組合が全額負担する。	詳細実施要領は、別途通知する。 <変更点> 平成27年度については、生活習慣病発症リスクの高い方には希望制ではなく積極的に受講奨励致します。ご理解の程願います。
保健指導宣伝	機関誌の発行	年4回	機関誌「けんぼめ〜」を被保険者全員に配付する。 (4月、7月、10月、1月)	
疾病予防	人間ドック 【特定健診を含む】	年1回	40歳以上の被保険者を対象に実施する。 補助額は、受診総費用の7割から14,000円(会社負担額)を差し引いた額とする。 ただし、補助額の限度は30,000円とする。	<取扱いの変更点> ①事業主健診・特定保健指導等の関係から受診期間を翌2月から本年12月へと変更致します。(注1) ②人間ドックは事業主定期健診の代替が可能です。人間ドックの事業主負担は実態に即し6,000円/人⇒14,000円/人に変更となります。 <留意点> ①補助は人間ドック・脳ドックいずれか一つです。 なお脳ドック受診の方は、必ず事業主健診(含特定健診)を受診願います。
	脳ドック	4月から12月まで 随時	40歳以上の被保険者を対象に実施する。 補助額は、受診総費用の7割とする。 ただし、補助額の限度は30,000円とする。 人間ドックのオプションとして実施した場合は、人間ドックでの申請となる。	希望者は脳ドックのいずれかを選択し受診する。 人間ドック受診の際は、特定健康診査項目は必ず受診する。
	任意継続被保険者・家族健診 【特定健診を含む】		●家族 被扶養者である配偶者並びに40歳以上の家族を対象に、特定健康診査項目(必須)の他、希望検査(胸部X線、胃部X線、子宮頸部細胞診、乳房検査、大腸検査、骨密度検査等)を実施する。 補助額の限度は40,000円とする。 ●任意継続被保険者(40歳以上) 実施要領は家族健診に準ずる。 ただし、補助額の限度は36,000円とする。	委託機関が提携する医療機関で健診を希望する人は、5月初旬に案内文書を該当者宛に送付するので、申込書に該当事項を記入のうえ、委託機関へ直接申込書を送付のこと。 ※申込受付は、委託機関が代行する。
	歯科検診	7月から12月まで 随時	被保険者の虫歯・歯周炎予防を目的として、検診を希望する被保険者に対して、委託機関による「事業所単位」の検診と歯科検診センターによる「個人」検診により実施する。	
体育奨励	ウォーキング	4月から12月まで 随時	被保険者及び被扶養者を対象に実施したウォーキング行事(事業所、部・課単位可)に対し、一人当たり1,000円を補助する。	休日に限定し実施のこと。 共催行事は不可とし、単独行事に限定し補助する。 (除、任意継続被保険者)

注1. 人間ドックの実施時期については、事業主健診の実施時期及び特定保健指導の年度案内等の各事業との整合を図るために時期を見直しました。

なお医療機関及び事業計画等で不都合がある場合には、健康保険組合にご相談下さい。(変更年度対応)

2. 家族健診の補助超過分については、被保険者の給与から控除になりますが、給与明細に表示されることからその際お送りしていた案内を廃止致します。
(除、任意継続被扶養者)

3. データヘルスの具体的計画については、次号でご案内致します。(新たな施策は平成28年度以降となります)

4. 以上詳細については事業主を通じてあらためてご案内致します。



毎月、大きな負担の
健康保険料。私たちに
どんなメリットがあるの？

健康保険組合は、みなさまと事業主
からいただく保険料をもとに、
手厚い給付であなたとご家族の
生活をサポートしています。

病気やケガ
をした！

そんなときは

医療費の7~9割は健康保険で負担

病気やケガで受診したときは、一部負担金として医療費の3割(小学校入学前までは2割、70~74歳は1~3割)を負担するだけで、治療や投薬などを受けることができます。

*当健康保険組合には付加給付があり、同一医療機関同一診療について20,000円を越える場合その差額が支給されます。

大きな病気で
多額の出費が
心配

そんなときは

一定額までの負担で済みます

高額な医療費がかかったときは、家計の負担を軽減できるように、**一定金額(自己負担限度額)までの負担で済む制度があります。**例えば月収が30万円の人の1か月の医療費が100万円になっても、自己負担は約87,500円で済みます。(食事代や、差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外)

*当健康保険組合には付加給付があり、同月に家族で高額な医療を受けた場合その合算額に対して高額療養費の給付がありますが、20,000円を越える場合はその差額が支給されます。

突然の病気で
休業！
生活費
どうしよう？

そんなときは

傷病手当金を支給

被保険者が病気やケガのために会社を休んで十分な報酬が受けられないときに、生活を保障するために、**月収の約3分の2が最長1年6か月間、支給**されます。

*当健康保険組合には付加給付があり、1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の10に相当する額が支給されます。法定支給期間(最長1.6か月)に加え、引き続き6か月間の給付延長があります。

出産費用や
出産準備に
お金がかかる

そんなときは

出産育児一時金を支給

被保険者や被扶養者が出産したときに、**1児につき42万円**が支給されます。(産科医療補償制度に加入する医療機関等において妊娠22週以降に産んだ場合。それ以外の場合は40.4万円)

出産で
休業して
給料がでない

そんなときは

出産手当金を支給

被保険者が出産のために会社を休んで十分な報酬が受けられないときに、生活を保障し、安心して出産前後の休養ができるように、**月収の約3分の2が、出産日(出産予定日を過ぎた場合は予定日)以前42日目(多胎妊娠の場合は98日目)から出産翌日以後56日目までの範囲内で支給**されます。

*当健康保険組合には付加給付があり、1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の10に相当する額が支給されます。

被保険者や
被扶養者が
死亡した

そんなときは

埋葬料を支給

被保険者が亡くなったときは埋葬を行った人に、被扶養者が亡くなったときは被保険者に、**埋葬料として5万円が支給**されます。

※健康保険組合では、健診など、みなさまの健康づくりのための事業も行っています。また、産前産後休業期間中や育児休業等期間中は保険料が免除されます。

さらに上記の他に保健事業としては、家族健診への補助、人間(脳)ドックの補助等疾病予防支援事業があります。

ジェネリック医薬品の使用効果について

皆様の
ご協力に感謝!

表1は、平成24年度からの一人当たりの薬剤給付費の推移を示したものです。

平成25年度まで経年的に薬剤も療養費同様上昇して参りましたが、平成26年度見通し(1月現在)では、その伸びが鈍化し、被保険者においては、前年を下回る見通しとなっています。

これは平成26年度の薬価基準の見直し(減)の影響が考えられますが、消費税アップとの相殺を考えますとその影響は僅少とされています。

このような状況下、ジェネリック医薬品の平均使用率は、表2のとおり平成25年度及び平成26年度の同時期比較(診療月4月~12月)で約6%伸び、平成26年度の平均使用率は52.44%となりました。

この効果は加入者全体で1800万円の抑制効果があっ

たと推定しており、結果表1の薬剤給付費の抑制に繋がったものと考えております。皆様のご協力に感謝申し上げます。

健康保険組合の財政は平成27年度も料率改定が余儀ないなど厳しいですが、こういった皆様の一つ一つのご協力が実を結び財政状況を好転させていくものと確信致します。

日本のジェネリック医薬品のシェアは現在40%程度ですが、国はこれを平成30年度までに60%を目指すとしております。また海外では、すでに米国で約90%、独国で80%のシェアとなっているなど多くの国で高いシェアとなっていることから、環境が整うにしたいが一層薬剤費の抑制効果が期待されます。

今後とも引き続きご協力の程お願い申し上げます。

表1. 総薬剤一人当たり支給推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度見通し		平成27年度予算	
	実績(円)	前年比(%)	実績(円)	前年比(%)	見通し(円)	前年比(%)	推計(円)	前年比(%)
被保険者	18,598	97.1	19,122	102.8	18,403	96.2	18,357	99.7
被扶養者	19,429	104.2	21,282	109.5	22,044	103.6	23,034	104.5

表2. ジェネリック薬品使用率比較

単位(%)

年度	平成25年			平成26年度		
	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計
平均	51.50	42.30	46.42	57.38	48.33	52.44
			伸び率	5.87	6.04	6.02

(注) 使用率=ジェネリック薬品
使用額÷ジェネリック対
象薬品総額



タテ・ヨコそれぞれのカギに対応する言葉をマス目に入力してください(1マスに1文字)。A~Jの10文字をつなげると健康に関するキーワードができます。

クロスワードパズル

1	2	3	4	5					
D				A					
6	B			7					
	8		9		10	11			
			G						
12			13		14				
		15			16	17			
					C				
18	19			20		21			
	22			23	24				
25					26				
		E				J			

答え

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

タテのカギ

- 腹の真ん中にない?お前、哺乳類じゃないな
- タンとタンタンはあるがタンタンタンはなし
- 救急箱の中で飛び笑うもの、なに?
- ふさふさシッポで臭い液噴射
- 神谷バーのカクテルといえば〇〇〇〇
- 3名生じて、定員に満たないよ
- カタカタコト、流れて回る
- 俺たちはクローズだ!
- ウソツキはアッカンベーも二枚出る?
- 「世界の屋根」と呼ばれる〇〇〇〇高原
- 無花果と書く、果実は水滴形
- あつての物種です
- 参った、〇〇の音も出ないよ
- せんとくんに会いに、ココへ

ヨコのカギ

- ギリシア神話で最強の英雄でしょう
- 凹がボコなら凸はコレ
- お好み焼きにドボドボ...
- 政治家先生は秘書に持たす?
- 「アメリカン」の古い言い方。〇〇〇〇
- 波止場
- デートで予感...餃子はパス
- ドラムは筒型、一斗は四角
- スキナの子。ツチフデと読まないで
- 顔にベチャ!もありのスイーツ
- クラーク先生、四十歳で抱いてもいいですか
- バタ足から練習
- お寿司の友、アガリとは
- イエスマンには言えない言葉
- 首の後ろ部分
- デッドボールで打者ココへ
- コブとコブの間に乗ってね



健診情報や医療費に基づいた
4月スタートの保健事業

44742116-1 登録